

# 重要事項のご説明



## 1 はじめに

■ この書面は、ネットde保険@さいくる<sup>(注)</sup>に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。  
(注)「ネットde保険@さいくる」は、傷害補償特約と自転車搭乗中等のみ補償特約をセットしたGK ケガの保険(パーソナル生活補償保険)のペットネームです。

■ この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご確認ください。書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご希望の場合は、ご契約後にも保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または三井住友海上インターネットデスクまでご請求ください。

■ 保険証券および「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はWebで閲覧する方法となります。このため書面の保険証券および「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません。お申込み後にお届けをご希望される場合は、三井住友海上インターネットデスクにご連絡ください。eco保険証券およびWeb約款は当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)からご覧いただけます。

■ 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■ この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または三井住友海上インターネットデスクまでお問合わせください。

「三井住友海上インターネットデスク」**0120-933-504**(無料)

受付時間 平日 9:00~17:00

(土日・祝日、年末年始は休業させていただきます)

## 2 マークのご説明

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益に  
なる事項等、特にご注意ください事項

### しおり

このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

## 3 この書面の構成

### I 契約締結前におけるご確認事項 ▶ P.2~4

1. 商品の仕組み
2. 基本となる補償 等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等
4. 満期返れい金・契約者配当金

### II 契約締結時におけるご注意事項 ▶ P.5

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
3. 傷害死亡保険金受取人

### III 契約締結後におけるご注意事項 ▶ P.6

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
2. 解約と解約返れい金
3. 被保険者からの解約

### その他ご留意いただきたいこと ▶ 最終ページ

「後遺障害、始期日、手術、先進医療、治療、通院、入院、保険期間、満期日」の用語の説明について

しおり 「用語のご説明」を参照

## 4 用語の説明

<b>危険</b>	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。
<b>自転車</b>	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(ルールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません)およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。
<b>親族</b>	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
<b>他の保険契約等</b>	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
<b>特約</b>	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
<b>配偶者</b>	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

<b>被保険者</b>	保険契約により補償の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険契約に適用される特約に規定する被保険者をいいます。
<b>普通保険約款</b>	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
<b>保険金</b>	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
<b>保険金額</b>	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
<b>保険契約者</b>	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
<b>保険料</b>	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
<b>未婚</b>	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 5 お問い合わせ窓口

### 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

#### 当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277**(無料)

受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00  
※年末年始は休業させていただきます。

#### 事故が起こった場合

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く  
三井住友海上事故受付センター **0120-258-189**(無料)

### 指定紛争解決機関

### 注意喚起情報

#### 当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

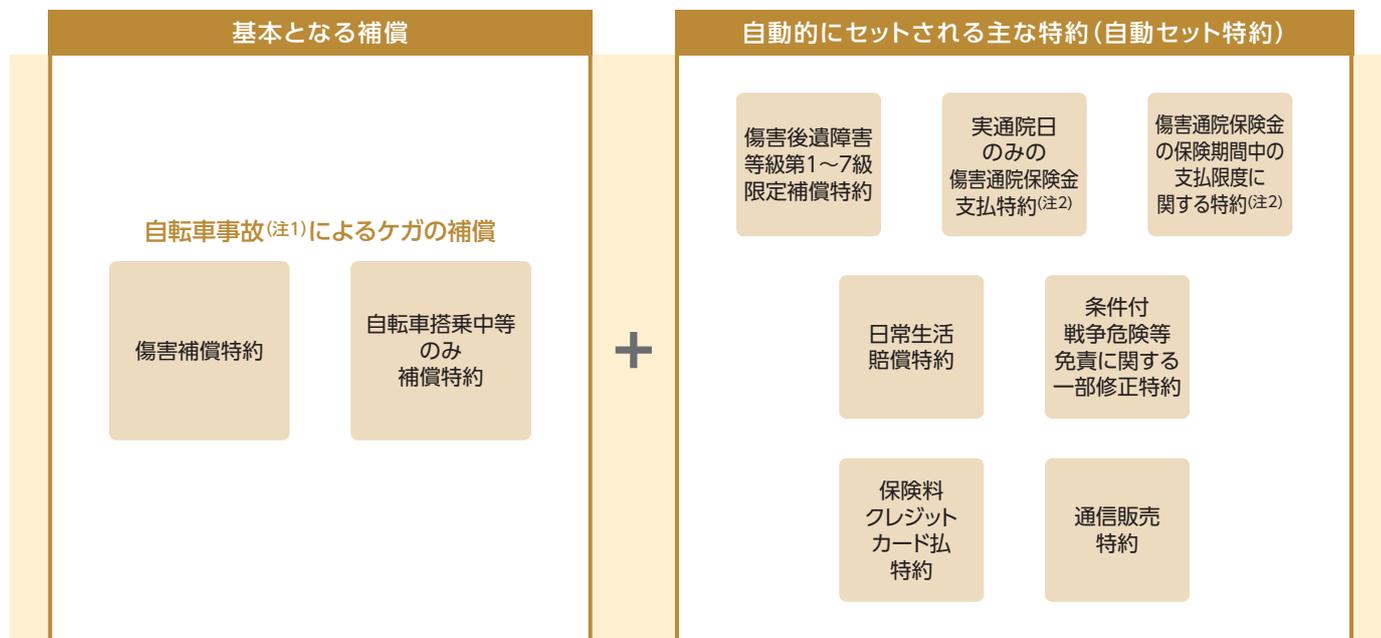
- ・受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

# I 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組み

### (1) 商品の仕組み 契約概要

この説明書では、**ネットde保険@さいくる** (GK ケガの保険(パーソナル生活補償保険))を説明しています。基本となる補償、自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。なお、ネットde保険@さいくるは、セットプランのみの販売となりますので、任意にセットできる補償内容に関する特約はありません。



(注1)「自転車事故」とは、次のいずれかの事故をいいます。

- ・自転車に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故
- ・運行中の自転車との衝突、接触

(注2)傷害通院保険金を補償する契約に自動的にセットされます。

### (2) 被保険者の範囲 契約概要

- ①被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満69才以下の方となります。
- ②ケガの補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望のプランをお選びください。なお、同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

プラン	ケガの補償の被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者	親族(注2)
本人型	○	—	—
夫婦型	○	○	—
配偶者対象外型	○	—	○
家族型	○	○	○

(注1)本人とは、被保険者情報の入力画面で設定した被保険者の方をいいます。

(注2)配偶者対象外型では、「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。家族型では、「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

- ③日常生活賠償特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

- 本人
- 本人の配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督するその方の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます)を被保険者とします。

※本人が満22才以下の場合で、かつ、ケガの補償の被保険者の範囲が本人型の場合には被保険者の範囲に関する特約(親権者補償用)がセットされるため、一部被保険者の範囲が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## 2. 基本となる補償等

### (1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

しおり [「主な保険金一覧」](#)を参照

保険金の種類		保険金をお支払いする場合 ※自転車事故によるケガに限り、保険金をお支払いします。	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償 特約	傷害死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>・闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの<sup>(注)</sup></li> <li>・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>・自転車を用いて競技等をしている間のケガ など</li> </ul>
	傷害後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～42%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、傷害入院の日数に対して、1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、180日を限度とします。 また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院に対しては保険金をお支払いしません。	
	傷害手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、1回の手術について、次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5	
	傷害通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます)した場合に、傷害通院の日数(実際に通院した日数のみとなります)に対して、1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、30日を限度とします。 また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院に対しては保険金をお支払いしません。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

## (2) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、契約申込内容入力画面の保険金額欄をご確認ください。

- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。なお、傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円が限度となります。

- ①被保険者が始期日時時点で満15才未満の場合
- ②保険契約者と被保険者が異なる場合

ただし、上記にかかわらず、配偶者・親族の傷害死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と合算して1,000万円が限度となります。

## (3) 主な特約の概要 契約概要

### 日常生活賠償特約

日本国内または国外において発生した次の事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において発生した次の事故で、被保険者が電車等を運行不能にさせ法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いする特約です。

①被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

②被保険者の日常生活(\*)に起因する偶然な事故

※住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

## (4) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(ネットde保険@さいく以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

### <補償が重複する可能性のある特約>

今回ネットde保険@さいくにセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
日常生活賠償特約	自動車保険または火災保険の日常生活賠償特約

## (5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ①保険期間：1年間
- ②補償の開始：始期日の午後4時
- ③補償の終了：満期日の午後4時

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額等により決まります。実際に契約する保険料は、契約申込内容入力画面の保険料欄をご確認ください。

最低保険料の取扱いについて知りたい場合

しおり「最低保険料について」を参照

### (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、当社の指定するクレジットカードにより保険料を一時に払い込むクレジットカード払に限りです。

保険料は、ご契約と同時に全額を払い込んでください。

#### 【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した支払事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、契約申込内容入力画面で【告知事項】と記載されている項目のことです。  
この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。契約申込内容入力画面への入力内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ① 同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等<sup>(注)</sup>の有無
- ② 被保険者の「生年月日」

(注) パーソナル生活補償保険、団体総合生活補償保険等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

### 2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

### 3. 傷害死亡保険金受取人

注意喚起情報

傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

## Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに三井住友海上インターネットデスクまでご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② ケガの補償の被保険者の範囲の変更など、契約条件を変更する場合

### 2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、三井住友海上インターネットデスクまでお申出ください。  
ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

### 3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

 [「被保険者による保険契約の解約請求について」](#)を参照

「三井住友海上インターネットデスク」 **0120-933-504 (無料)**

受付時間 平日 9:00~17:00(土日・祝日、年末年始は休業させていただきます)

# その他ご留意いただきたいこと

## 1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

また、賠償事故の場合、事故現場で示談・口約束はしないでください。

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等をご提出いただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合

**しおり** 「事故が起こった場合の手続き」を参照

## 2 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスののご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

### ● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ● 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## 3 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。

したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## 4 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

## 5 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。
- 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 6 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

その他、以下の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

**しおり** 「無効、取消し、失効について」「ご契約内容および事故報告内容の確認について」

## 三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)  
<https://www.ms-ins.com>